

○関東地方整備局告示第百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年三月二十九日

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

第1 起業者の名称 群馬県

第2 事業の種類 県道太田大間々線改築工事（新田藪塚工区・群馬県太田市新田小金井町地内から同市山之神町地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 群馬県太田市新田小金井町、新田小金町、新田市野倉町、寄合町及び山之神町地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県太田市新田小金井町地内にある市道10579号線との接合点から同市山之神町地内の市道44-566号線の山之神交差点の接合点までの延長1.94kmの区間（以下「現道」という。）を全体計画区間とする「県道太田大間々線改築工事（新田藪塚工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道太田大間々線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により群馬県知事が県道に認定した路線であり、起業者である群馬県は、既に本事業を開始していること、同法第15条の規定により群馬県が道路管理者であることなどから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、群馬県太田市藤阿久町を起点とし、同県みどり市大間々町に至る延長17.29kmの路線である。

本路線は、群馬県太田市と同県みどり市を結ぶ幹線道路であるとともに、太田市の中心市街地から、北関東自動車道太田藪塚インターチェンジと太田強戸スマートインターチェンジの両方へのアクセスが可能な路線である。また、群馬県の第1次及び第2次緊急輸送道路に指定されている。

しかしながら、現道は、地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活上の利用による地域内交通と、その周辺地域の物流、産業などの利用による通過交通がふくそうしていることにより自動車交通量が多いにも関わらず、2車線の道路のため、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に慢性的な交通渋滞や交通事故が発生するなど幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。また、一部の区間は通学路に指定されているにも関わらず、歩道が整備されていないため、学童を含む歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されていないなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成27年度道路交通センサスによると、群馬県太田市山之神町46-4における自動車交通量は13,230台/日、混雑度は1.62となっている。

また、令和2年11月に起業者が行った渋滞長調査によると、新田小金井町北交差点の最大滞留長は300mで、最大渋滞長は150mとなり、最大通過時間は1分51秒となっ

ている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅され交通容量が向上することから、交通混雑の緩和が図られ、また、幅員3.50mの自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。また、災害時の緊急輸送道路としての機能を有することも認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和3年2月に同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動に関して環境影響調査を実施したところ、大気質、振動については、環境基準等を満足するとされている。騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件事業区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウズラ、準絶滅危惧として掲載されているクワトゲエダシャク、マエアカヒトリ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、群馬県レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているアサツキ、イトハナビテンツキその他この分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、主な生息・生育環境が本件事業区間から離れている、また生息・生育環境の改変面積がわずかであることから、影響はない若しくは小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門

家の指導助言を受け、適切な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、既に群馬県教育委員会との協議に基づき試掘・確認調査等が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年12月25日に都市計画決定され、平成9年2月21日及び平成26年11月21日に変更決定された都市計画と、一部交差点の隅切り部を除き基本的内容について整合しているものである。また、平成2年12月25日に都市計画決定され、平成11年8月24日に変更決定された都市計画と、整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があること並びに歩道未整備区間が存在しており、学童を含む歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があること、また、本路線は群馬県の第1次及び第2次緊急輸送道路に指定されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要がある

と認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県太田市役所